



なお、譲渡については、譲渡の相手方（令第14条の8第2項に規定する者を除く。f及びgにおいて同じ。）ごとに記載すること。

- d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。
- e 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。
- f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第2条第8項第10号に掲げる行為による有価証券の売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。
- g 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。
- h 引受け（法第2条第6項第3号に掲げるものを行う場合に限る。）により取得した新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。）に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）を行使することにより取得した株券等の譲渡であってdに掲げる割合が100分の1未満であるものについては、かかる譲渡の全てを一の譲渡とみなして、bからgまでに従って記載すること。この場合、「譲渡の相手方」欄には、かかる譲渡であって各相手方の割合が100分の1未満である旨を記載することとし、個別の譲渡の相手方の氏名又は名称の記載を要しない。